# 七尾市における高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的実施

一体的実施に取り組むにあたり、令和元年9月から庁内関係課と幾度も検討を重ね、広域とも協議をして令和3年度から本事業を開始した。

## 市の概況

| | |
|---|---|
| 人口(R5.4.1現在) | 48,839人 |
| 高齢化率(65歳以上)(R5.4.1現在) | 39.1% |
| 後期被保険者数(R5.4.1時点) | 10,758人 |
| 後期高齢者1人あたり医療費(R4) | 954,917円<br>(県　973,609円) |
| 後期高齢者健診受診率(R4) | 17.8% |
| 日常生活圏域数 | 6圏域 |

## 庁内実施体制

関係課3課で連携推進
庁内連絡会　年3回開催(随時)
●**健康推進課**　(企画調整、健診、重症化予防事業)
●**保険課**　(国保、後期高齢者医療保険担当)
●**高齢者支援課**(介護保険、総合支援事業等)
※国保:国民健康保険(医療保険)

○石川県後期高齢者医療広域連合との協議の場
(年2回:**6.6**企画調整担当者意見交換、**8.6**協議の場
**10.30一体的実施に係る推進会議**)

## 関係団体

七尾市医師会、糖尿病患者を助け合う地域連携協議会、地域づくり協議会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町会連合会、健康まちづくり推進連絡会等

●第三者による評価
国保連合会の保健事業支援・評価委員会
●主要計画一覧、社会資源、関連事業
(※別紙資料)

・後期高齢者医療費の第1位は、入院・外来とも循環器疾患である。
・国保からの健康課題である肥満(BMI25以上の割合)は、継続している。75歳以上29.3%(県26.4%)
・生活習慣病(高血圧、糖尿病)を保有し、骨折や認知症を保有する者の割合は、県より高く、身体的フレイルにつながっている。
<骨折>84.1%(県82.4%)
<認知症>81.6%(県80.5%)

### 【取り組みの方向性】

●ハイリスクアプローチ
国保からの継続した健康課題として、主に糖尿病、高血圧等の重症化予防に取り組む。

●ポピュレーションアプローチ
健康課題である高血圧等の血管疾患について取り組む。フレイル予防は医療専門職(理学療法士等)や地域の関係団体と連携する。

長寿健診受診者(国保健診受診75歳含む)で下記に該当する者(79歳まで)に、保健師等が保健指導を実施

### ●重症化予防(糖尿病性腎症)

【対象】①HbA1c7.0%以上
【評価指標】①保健指導実施率、②未治療者が医療機関に受診した人数、③HbA1cの変化④生活習慣改善状況

### ●重症化予防(その他)

【対象】①Ⅱ度高血圧以上未治療者、②心房細動未治療者、③eGFR40未満(治療中、未治療者)
【評価指標】①保健指導実施率②未治療者が医療機関に受診した人数(高血圧、心房細動)③血圧の変化(介入前後)、④生活習慣改善状況

### 3圏域実施(令和5年度)

●通いの場への積極的関与・・・健康教育・健康相談
18団体に年2回介入(うち9団体は震災により2回目中止)
《内容》
生活習慣病予防の健康教育、個別相談、フレイル質問票の実施、理学療法士によるフレイル予防講座、管理栄養士による栄養講座等

| R5年度の取組 | | 対象者数 | 参加者数 | 評価指標 | 状況（評価結果） |
|---|---|---|---|---|---|
| ハイリスクアプローチ | 糖尿病性腎病重症化予防 | 17 | 17 | ①保健指導実施率<br>②未治療者が医療機関に受診した人数<br>③生活習慣改善状況<br>④HbA1cの変化 | ①17人（100%）<br>②該当者なし（全員糖尿病治療中のため）<br>③生活習慣改善状況<br>改善5人、維持8人、不明4人<br>④HbA1cの変化<br>改善（1%以上）2人、維持0人、悪化（1%以上）2人、不明13人 |
| | その他の生活習慣病等重症化予防 | 18 | 18 | ①保健指導実施率<br>②未治療者が医療機関に受診した人数<br>（高血圧、心房細動）<br>③血圧の変化（介入前後）<br>④生活習慣改善状況 | ①18人（100%）<br><高血圧><br>②治療開始1人／11人中<br>③血圧の変化（11人）<br>Ⅰ度高血圧以上に改善　9人、未把握2人<br>④生活習慣改善状況（Ⅱ度高血圧以上者11人）<br>改善9人、維持0人、悪化0人、未把握2人<br><心房細動><br>未治療者おらず受診勧奨の実績無し<br><GFR><br>7人訪問したが、震災の影響で年度内評価できず。 |
| ポピュレーションアプローチ | 通いの場への関与 | ― | 283 | ①事業の実施回数<br>②フレイルチェック票<br>（開始時⇒評価時、維持、改善割合）<br>③握力測定値<br>（開始時⇒評価時　維持、改善割合） | ①27回<br>②健康状態「よくない」 4．0%減<br>体重減少「はい」 8．7%減<br>栄養口腔「固いものが食べにくい・汁物でむせる」両方該当　8．4%減<br>③握力　向上・維持86%、低下14% |

課題・今後の展望

【ハイリスクアプローチ】

●重症化予防（糖尿病性腎症）

・対象者は全員糖尿病治療中であったため、対象者の抽出方法（KDBや一体的実施・支援ツール等の活用）を検討する。今後も未治療者を優先とし、保健指導を実施する。

●重症化予防（その他）

・脳梗塞の発症予防としての対象者（Ⅱ度高血圧以上、心房細動未治療者）は重要であり、今後も対象者として抽出し、*重症化予防に取り組む*。
尿蛋白の有所見者は医療機関で管理中（糖、脂質、腎臓等）であるため、次年度は対象者をハイリスクのeGFR40未満者に絞り実施する。

【ポピュレーションアプローチ】

・3圏域のうち2圏域を（公社）石川県理学療法士会に再委託して実施した。

・参加者全員に介護予防手帳を配布し、当日測定した血圧値や握力値を記入するだけでなく、講座とあわせて栄養・運動・口腔を含めたフレイル予防、介護予防の普及啓発を行った。また、フレイル該当者には自身で取り組むことが可能な範囲で目標を立て、介護予防手帳を活用し自宅でも継続して取組んでいただくよう働きかけた。

・令和6年能登半島地震の影響により、1月以降の事業実施は中止となった。健康アップ講座の2回目（評価）が中止となった通いの場は9グループ。

・住民の主体的活動支援（担い手育成）も実施予定だったが、震災により中止とした。

# 主要計画一覧

**主要計画及び社会資源一覧は、年度当初や事業を実施する日常生活圏域拡大の際、関係者（関係課、機関・団体）と情報共有するべき情報である。**

## 七尾市における「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関係する主要計画一覧」

R3.8.27作成

※ 健康増進事業実施者とは 健康保険法、国民健康保険法、共済組合法、労働安全衛生法、市町村（母子保健法、介護保険法）、学校保健法

| | 上位計画<br>七尾市総合計画 | 七尾市健康増進計画<br>第2次（改定）<br>「健康日本21」計画 | 「特定健康診査等実施計画」 | 「データヘルス計画」 | 「介護保険事業（支援）計画」 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法律 | 地方自治法 | 健康増進法<br>第8条、第9条<br>第6条 健康増進事業実施者※ | 高齢者の医療の確保に関する法律<br>第19条 | 国民健康保険法<br>第82条 | 介護保険法<br>第116条、第117条、第118条 |
| 基本的な指針 | 総合計画 | 厚生労働省 健康局<br>平成24年6月<br>国民の健康の増進の総合的な<br>推進を図るための基本的な方針 | 厚生労働省 保険局<br>平成29年8月<br>特定健康診査及び特定保健指導の適切<br>かつ有効な実施を図るための基本的な指針 | 厚生労働省 保険局<br>平成28年6月<br>「国民健康保険法に基づく保健事業の<br>実施等に関する指針の一部改正」 | 厚生労働省 老健局<br>平成29年<br>介護保険事業に係る保険給付の円滑な<br>実施を確保するための基本的な指針 |
| 根拠・期間 | 七尾市：令和元～10年度 | 法定 平成25～令和5年（第2次）<br>七尾市：令和3～7年度 | 法定 平成30～令和5年度（第3期） | 指針 平成30～令和5年（第2期） | 法定 令和3年～令和5年（第8次） |
| 計画策定者 | 市町村～20111に義務付け、現在は削除 | 都道府県：義務、市町村：努力義務 | 医療保険者：義務 | 医療保険者：義務 | 市町村：義務、都道府県：義務 |
| 目的等 | 第一条 この法律は、地方自治の本旨に基づいて、地方公共団体の区分、組織、運営に関する大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。<br>第一条の2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとする。 | 第1条 この法律は、わが国における急速な高齢者の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。 | 第1条 この法律は、**国民の高齢期における適切な医療の確保**を図るため、**医療費の適正化**を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、**前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図る**ことを目的とする。 | 第1条 この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 | 第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事などの介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| | ※七尾市総合計画は、基本構想と基本計画で構成。<br>①基本構想は、まちづくりの基本理念と目指す将来像を掲げ、その実現のためのまちづくりの目標を示す。<br>②基本計画は、基本構想で示したまちづくりの目標を実現するための施策の方向性を具体化し、各分野別の施策を体系的に示す。 | 健康寿命の延伸及び健康格差の縮小の実現に向けて、生活**習慣病の発症予防**や**重症化予防**を**図る**とともに、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を目指し、その結果、**社会保障制度が維持可能**なものとなるよう、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組むことを目標とする。<br>※七尾市：食育推進計画を含む。 | 生活習慣の改善による**糖尿病、高血圧、脂質異常、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病の予防対策**を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、さらには**重症化や合併症の発症を抑え、入院患者を減らす**ことができ、この結果、国民の生活の質の維持および向上を図りながら**医療費の伸びの抑制**を実現することが可能となる。<br>特定健康診査は、**糖尿病、高血圧、脂質異常、脳血管疾患、心疾患等の生活習慣病の発症や重症化を予防**することを目的として、**メタボリックシンドローム**に着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とするものを、的確に抽出するために行うものである。 | **生活習慣病対策**をはじめとして、被保険者の**自主的な健康増進及び疾病予防の取り組み**について、**保険者**がその支援の中心となって、被保険者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を展開することを目指すものである。<br>**被保険者の健康の保持増進**により、**医療費の適正化**及び保険者の**財政基盤**強化が図られることは保険者自身にとっても重要である。 | 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（R3）<br>①2025年・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備<br>②地域共生社会の実現<br>③介護予防・健康づくりの施策の充実・推進<br>④認知症大綱を踏まえた施策の推進<br>⑤地域包括ケアを支える人材・取組強化<br><br>高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態または要支援状態となることの**予防**又は、要介護状態等の**軽減**もしくは**重化の防止**を理念としている |
| | | | 高齢者の医療の確保に関する法律（R2.3改正）<br>保健事業実施指針改正<br>第一 二、**高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進** | | |
| 対象年齢 | 全市民 | ライフステージ<br>（妊娠期、乳幼児期、学童・思春期、青年期、壮年期、高齢期） | 40～74歳 | 被保険者全員<br>特に高齢者の割合が最も高くなる時期に高齢期を迎える現在の青年期・壮年期世代、小児期からの生活習慣づくり | 1号被保険者 65歳以上<br>2号被保険者 40～64歳 特定疾病 |
| 健康課題及び対象疾病 | Ⅰ.地域の宝を生かした市民がいきいきと働けるまち<br>Ⅱ.住む人、訪れる人の流れをつくり人が集うまち<br>Ⅲ.次代を担う輝く子どもたちを総ぐるみで育むまち<br>Ⅲ－1 少子化対策の充実<br>Ⅳ.恵まれた自然環境や輝かしい歴史・文化を守り伝えるまち<br>Ⅴ－1 健康づくりと医療の充実<br>Ⅴ－2 高齢者福祉の充実<br>Ⅵ.安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち<br>Ⅶ.支え合いのネットワークがはりめぐらされたまち | ●メタボリックシンドローム（肥満）<br>●糖尿病<br>●高血圧<br>●脂質異常症<br>●虚血性心疾患<br>●脳血管疾患<br>●がん<br>●認知症<br>●メンタルヘルス（こころの健康） | ●メタボリックシンドローム（肥満）<br>●糖尿病<br>●高血圧<br>●脂質異常症<br>●虚血性心疾患<br>●脳血管疾患 | ●メタボリックシンドローム（肥満）<br>●糖尿病<br>●高血圧<br>●脂質異常症<br>●虚血性心疾患<br>●脳血管疾患 | ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症<br>●脳血管疾患<br>●閉塞性動脈硬化症<br>●骨折を伴う骨粗鬆症<br>●初老期における認知症<br>●がん<br>●膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形関節症<br>など |
| 評 価<br>※健康に関するものを抽出 | Ⅲ－1 少子化対策の充実<br>＜目標指標項目＞<br>・合計特殊出生率<br><br>Ⅴ－1 健康づくりと医療の充実<br>Ⅴ－2 高齢者福祉の充実<br>＜目標指標項目＞<br>・特定健診の受診率(国保加入者40～74歳)<br>・健康な高齢者割合(65歳以上で介護認定を受けていない人の割合) | ●高齢者の健康づくり<br>①介護保険サービス利用者の増加の抑制<br>●こころの健康づくり<br>①自殺者の減少<br>②睡眠による休養を十分にとれない人の割合の減少<br>●循環器<br>①脳血管疾患・虚血性心疾患の死亡者数の減少<br>②高血圧の改善<br>③脂質異常症の減少<br>④メタボ予備群・該当者の減少<br>⑤特定健診受診率の向上<br>⑥特定保健指導実施率の向上<br>●糖尿病<br>①糖尿病有病者の増加の抑制<br>②糖尿病治療継続者の割合の増加<br>③血糖コントロール指標におけるコントロール不良者の割合の減少<br>④糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数の減少<br>●がん<br>①がんによる死亡者数の減少<br>②がん検診の受診率の向上<br>●栄養・食生活<br>①適正体重を維持している人の増加（肥満の減少）<br>●身体活動・運動<br>①身体活動及び運動習慣者の割合の増加<br>●歯・口腔の健康<br>①歯科健診の受診率の増加<br>●飲酒<br>①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少<br>●喫煙<br>①成人の喫煙率の減少 | ○特定健診受診率<br>○特定保健指導実施率<br>○特定保健指導対象者の減少率 | ●医療費<br>脳血管疾患の総医療費に占める割合の減少<br>虚血性心疾患の総医療費に占める割合の減少<br>糖尿病性腎症による透析導入者の割合の減少<br>●健診<br>メタボ予備群・該当者の減少<br>高血圧の割合の減少<br>糖尿病の割合の減少<br>HbA1c8%以上の未治療者の割合の減少<br>糖尿病の割合の減少未治療者を治療に結びつける割合の増加<br>糖尿病の保健指導を実施した割合の増加<br>●がん検診受診率 | ●疾病予防・健康づくりの推進<br>○特定健診受診率<br>○特定保健指導率<br>○メタボ該当者の減少<br>○高血圧の改善<br>○脂質異常症の減少<br>○血糖コントロール不良者の割合の減少 |

# 関連事業一覧

主要計画及び社会資源一覧は、年度当初や事業を実施する日常生活圏域拡大の際、関係者（関係課、機関・団体）と情報共有するべき情報である。

## 七尾市高齢者福祉サービス一覧

（令和5年度版）

### 1．高齢者の介護予防のために

#### ①介護予防グループデイへの助成

身体を動かす機会と交流の場をつくり、介護予防に取り組むことを推進しています。

●対象となる方
町会等との連携の中で身近な場所で、介護予防活動（週1回以上）が実施できる概ね65歳以上のグループ
●助成内容（参加者数、開催数により異なります）
5～9人　2週に1回　15,000円/年、　週1回　30,000円/年
10～19人　2週に1回　30,000円/年、　週1回　60,000円/年
週2回　120,000円/年
20人以上　2週に1回　50,000円/年、　週1回　100,000円/年
週2回　200,000円/年

#### ②老人クラブ活動への助成

高齢期を健康でいきいきと過ごすために、地域の老人クラブ活動や老人クラブ連合会に対して支援しています。

●対象となる方
地域単位の老人クラブ
●内容
1クラブあたり年額46,560円
（会員30人未満のクラブ：年額23,280円）

#### ③介護予防ポイント制度

市内の介護施設や通いの場等でボランティア活動をされた方、または自身の介護予防・健康づくりのために通いの場や老人クラブ・スポーツ施設等に参加された方にポイントを付与します。ポイントはその数に応じた商品券と交換いたします。

| 種類 | 介護支援ボランティア活動型 | 介護予防参加型 |
|---|---|---|
| 対象となる方 | 65歳以上で、要介護認定を受けていない方 | 65歳以上の方 |
| 内容 | 1時間の活動につき1ポイントを付与。ポイント数に応じて商品券を交付。 | 1時間以上の参加1回につき1ポイントを付与。ポイント数に応じて商品券を交付。 |
| | 1ポイント＝200円 | 1ポイント＝100円 |
| | 上限8,000円 | 上限3,000円 |

### 2．在宅で寝たきりや認知症のある高齢者のために

#### ①紙おむつ等支給

在宅介護の推進を図るため、介護用品（紙おむつ等）の購入についての費用を助成します。

●対象となる方
65歳以上の要介護3以上の常時失禁状態にある高齢者で、障害高齢者自立度B-Cランク、又は認知症高齢者自立度Ⅲ・Ⅳ・M、かつ市民税非課税の方
●内容
対象者に助成券を発行（5月、9月、1月の年3回）
1回につき、15,000円まで助成

#### ②寝具乾燥洗濯消毒サービス

健康の保持、保健衛生の向上を図り快適な在宅生活を送るために日頃使用している寝具（掛布団、敷布団、毛布）の丸洗い乾燥消毒する費用を助成します。

●対象となる方
65歳以上の要介護3以上の在宅寝たきり高齢者で、障害高齢者自立度B-Cランクの方
●内容
対象者に利用券を発行（年4枚）
1回につき、2,000円まで補助

#### ③理髪サービス

保健衛生の向上および気分転換を図り、快適な在宅生活を送るために、理容師・美容師が自宅に訪問した理髪費用を助成します。

●対象となる方
65歳以上の要介護3以上の在宅寝たきり高齢者で、障害高齢者自立度B-Cランクの方
●内容
対象者に利用券を発行（年4枚）
1回につき、3,000円まで補助

#### ④移送サービス

移送用特殊車両により医療機関への送迎の費用を助成します。

●対象となる方
65歳以上の要介護4以上の在宅寝たきり高齢者で、市民税非課税世帯の方
●内容
利用料　片道15km以下　1,400円
片道15km超　1,700円
月1回のみ利用可

#### ⑤配食サービス

食事の用意が困難な高齢者に対し、栄養を考えた食事（弁当）を自宅まで届けるとともに、安否の確認も行います。
※配達できない地区・曜日があります。

●対象となる方
65歳以上のひとり暮らし等高齢者世帯で、身体上、精神上の障害により食事の用意が困難な方
※申請後、実態調査をした上で決定します。
●費用
自己負担　1食あたり、486～650円

#### ⑥在宅支援型住宅リフォーム

在宅要介護高齢者の浴室、便所等を高齢者の使用に適するように改修する場合に、要する費用の一部を助成します。

●対象となる方
要支援・要介護認定者で65歳以上の高齢者がいる（既に利用された世帯は対象外）住民税非課税世帯
●助成限度額
①生活保護世帯：対象経費の100%で上限100万円
②住民税非課税世帯：対象経費の90%で上限100万円
※ただし、介護保険住宅改修費が優先
●対象となる工事
手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止及び床材の変更、引き戸等への取替え、洋式便器等への取替え等

### 3．ひとり暮らしの高齢者のために

#### ①緊急通報装置

ひとり暮らし高齢者等の急病や災害時に、迅速かつ適切な対応を図るため、ボタンを押すだけでコールセンターにつながり、事前に登録した協力者への連絡などができる通報装置を貸与します。

●対象となる方
ひとり暮らし高齢者で、病気等により緊急時に電話の使用が困難な方
●費用
利用料：500円程度／月

### 4．高齢者の権利を守るために

#### ①高齢者虐待の相談・通報

高齢者虐待の相談や通報は、地域包括支援センターまたは高齢者支援課の相談窓口で受け付けています。「虐待かな？」と思ったら、ご連絡ください。

#### ②成年後見制度利用支援

判断能力を欠く認知症高齢者の財産管理、サービス利用等にかかる適正な契約を行うために後見開始に係る申立て及び費用負担の支援をします。

●対象となる方
認知症高齢者等で、親族等で申し立てをできる方がいない者
●内容
本人の資力に応じ、申立費用及び後見人等報酬費の一部及び全部を助成

社会資源一覧等は、年度当初や事業を実施する日常生活圏域拡大の際、関係者（関係課、機関・団体）と情報共有するべき情報である。

# 5．認知症の高齢者を介護している家族や地域のために

### ①徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊行動のある在宅認知症高齢者の安全を確保することができる位置情報提供サービス(GPS)へ加入する費用の一部を助成します。

- **●対象となる方**
  要介護等認定者で65歳以上の徘徊高齢者を在宅で介護している家族
- **●内容**
  初回加入時にのみ上限10,000円を助成

### ②家族介護教室

在宅における介護家族の方の負担を軽減することを目的に、市内の適所サービス事業所等で教室を開催しています。

- **●対象となる方**
  高齢者等を在宅で介護している家族または関心のある方
- **●内容**
  介護方法や栄養指導、認知症の対応等について、専門のスタッフによる教室を開催

### ③認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者(認知症サポーター)を養成しています。

- **●対象となる方**
  市内在住で、認知症に関心のある団体やグループ
- **●内容**
  認知症の症状や認知症の人と接するときの心構え
  時間は90分程度

### ④認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症高齢者等が行方不明になったときに、地域の協力機関の協力を得て、早期発見等に役立てる仕組みです。

- **●対象となる方**
  在宅で生活しているおおむね65歳以上で、認知症等で行方不明になる心配がある方
- **●内容**
  行方不明時に捜索依頼書の提出により、協力機関に捜索依頼をします。氏名や写真等を事前登録して、見守り体制等を話し合うことができます。
  事前登録者には、衣類や持ち物に貼付けするQRコード付き「見守りシール」を無料でお渡しします。

↑見守りシール

# 6．住まいについて

### ①生活支援ハウス

60歳以上のひとり暮らしまたは夫婦世帯の者で、高齢等のため自立して生活するには不安のある方で、家族による援助を受けることが困難な方の入所施設です。

- **●費用**
  入所者本人の収入により居住部門の負担と食費や光熱水費等の実費負担
- **●施設**
  七尾市生活支援ハウス白南風(中島町鹿島台) 66-2822
- **●申請窓口**
  七尾市高齢者支援課

### ②ケアハウス、有料老人ホーム

60歳以上で身体機能の低下や高齢等のため自立して生活するには不安のある方で、家族による援助を受けることが困難な方の入所施設です。

- **●費用**
  入所者本人の収入により事務費負担や、食費等の生活費分及び家賃相当の管理費分の負担
- **●施設**
  ローレルハイツ恵寿(富岡町) 52-6014
  アンジェリーなぎの館(藤向町)52-0223
  ビハーラの里(能登島半浦町) 85-2557
  グランドケアクラシック能登(能登島半浦町)85-2111
- **●申請窓口**
  各施設へ直接申し込み

### ③サービス付き高齢者向け住宅

高齢者のひとり暮らしまたは夫婦世帯が、安心して生活できる賃貸住宅です。バリアフリーとなっており、安否確認・生活相談サービスのの提供が受けられます。

なお、介護サービスが必要な場合は、別にサービス事業所との契約が必要です。

- **●費用**
  入居時に敷金・礼金(家賃2ヵ月分に相当する金額)
  家賃・管理費・食費・水道光熱費等の実費負担
- **●施設**
  ローレルハイツ恵寿(富岡町) 52-6014
  あっとほーむレガーレ(矢田町)53-0071
  ぷくぷくなお(石崎町) 62-0293
- **●問い合わせ**
  各施設へ問い合わせ

# 7．その他

### ①敬老祝金の支給

100歳の誕生日を迎えた高齢者に敬愛と長寿を祝福し祝金等を支給します。

- **●対象となる方**
  100歳の誕生日を迎えた方で、1年以上前から七尾市に住所を有する方
- **●支給額(商品券)**
  かもめ商品券またはろくほく商品券 50,000円

# 8．高齢者相談窓口

### ①地域包括支援センター

高齢者の心身の健康維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上のために必要な援助・支援を包括的に行うセンターです。

総合的な相談や支援、各種サービスにつなげるために高齢者の実態把握を行ったり、介護予防のための評価やサービス調整を行います。また、虐待の防止や早期発見、七尾市等の関係機関との調整やケアマネジャーへの助言・指導等も行います。

| 名　称 | 住　所 | 電話番号 | 担当地区 |
|---|---|---|---|
| 七尾市地域包括支援センター | 御祓町1番地 パトリア3階 | 53－5789 | 市内全域 |

### ②在宅介護支援センター

地域の身近な相談窓口として、在宅介護の相談に応じます。

| 名　称 | 住　所 | 電話番号 | 担当地区 |
|---|---|---|---|
| ふれあい社協 | 御祓町1番地 パトリア3階 | 52－2099 | 南大呑・北大呑・崎山 |
| あっとほーむ若葉 | 矢田町22号七株田12-5 | 53－8713 | 袖ケ江・矢田郷・東湊 |
| えんやま | 千野町に部10番地 | 57－8605 | 笹田・高階 |
| けいじゅ | 富岡町94番地 | 54－0080 | 御祓・西湊 |
| さはら | 石崎町夕部13番地1 | 62－3765 | 石崎・和倉・能登島 |
| 田鶴浜 | 田鶴浜町リ部27番地 | 68－6370 | 田鶴浜 |
| 寿老園 | 中島町鹿島台は部14-1 | 66－1255 | 中島・能登島 |

### ③行政窓口

高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきとした生活ができるよう支援する、高齢者福祉サービスや介護保険等の申請窓口です。

| 名　称 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 七尾市高齢者支援課（地域包括グループ） | 御祓町1番地 パトリア3階 | 53－8463 |
| 〃　（介護保険グループ） | | 53－8451 |
| 〃　（調査認定グループ） | | 53－8457 |

### ④健康づくりに関する相談窓口

高齢者の体や心の健康(認知症、うつ等)や、介護家族の健康管理等についての相談窓口です。

| 名　称 | 住　所 | 電話番号 |
|---|---|---|
| 七尾市健康推進課 | 御祓町1番地 パトリア3階 | 53－3623 |
| 石川県能登中部保健福祉センター | 本府中町ソ部27番9 | 53－2482 |

◎お問い合せ先：七尾市健康福祉部 高齢者支援課 地域包括グループ　TEL 53-8463

# 社会資源一覧

主要計画及び社会資源一覧は、年度当初や事業を実施する日常生活圏域拡大の際、関係者（関係課、機関・団体）と情報共有するべき情報である。

## ～地域の仲間とつながり、いきいきと暮らすために～　「通いの場」を活用してみませんか

**相談** やってみたい活動を話し合う → **選ぶ** やりたい活動に合わせてメニューを選ぶ → **やってみる** 仲間と相談しながら活動する

おしゃべりを楽しみたい、
運動をしたい、
趣味活動をしたい･･･

集まる場所は？頻度は？
活動するのに必要なお金は？

１人で悩まず、相談しながら活動し、
得意を活かして役割分担。

| | ①介護予防グループデイ | ②よりあいの場 | ③１００歳体操教室 | ④ 左記以外 |
|---|---|---|---|---|
| 目的 | 身近な場所で介護予防 | ◆住民が自由にかつ気軽に交流できる機会を持つ<br>◆住民同士の見守りや助け合いの仕組みづくり | 筋力トレーニングで介護予防 | 身近な場所で介護予防 |
| 内容 | ◆介護予防の体操<br>◆手工芸・囲碁・カラオケ・調理など認知症予防の活動　など | ◆住民の誰もが気軽に参加できる開かれた場であること<br>※広く町内会や地域に周知されていること | ◆イスに座り、DVD を手本に行うおもりを使った筋トレ体操 | ◆様々な介護予防活動 |
| 対象 | おおむね65歳以上　（町会単位のグループ） | 年代を問わず、地域の方 | おおむね5人以上のグループ | おおむね65歳以上 |
| 頻度 | 2週に1回　2時間以上　から | 月1回以上、2時間程度 | 週1回 | 週1回～月1回程度 |
| 補助金（助成金） | あり（会費などの自主財源が必要）<br>補助対象経費：介護予防活動に関係するもの（ただし、飲食代や景品等を除く）<br>5～9人：2週1回　15,000円/年 ／ 週1回　30,000円/年<br>10～19人：2週1回　30,000円/年 ／ 週1回　60,000円/年 ／ 週2回 120,000円/年<br>20人以上：週1回　100,000円/年 ／ 週2回 200,000円/年 | あり<br>新規立ち上げに係る諸経費を助成<br>助成金上限：20,000円 | なし<br>（おもり、DVD プレーヤーの貸出し可） | なし |
| 問合せ先 | 七尾市高齢者支援課<br>☎53－8463 | 七尾市社会福祉協議会<br>☎52－2099 | 七尾市高齢者支援課<br>☎53－8463 | 左記いずれかの問合せ先 |

１００歳体操は、「介護予防グループデイ」または「よりあいの場」で活動内容の一部として実施することが可能です。

**補足事項**

「介護予防グループデイ」または「よりあいの場」は、活動内容が100歳体操のみの場合は実施できません。
また、老人クラブ等の他の補助事業と重ねて実施することはできません。

せっかく集まったし、
みんなでいろいろな活動をすると楽しいね。

そんなときには･･･頻度や内容のステップアップを
おすすめします！ご相談ください。

＜発行＞
七尾市健康福祉部高齢者支援課
地域包括グループ　☎５３－８４６３